| | | |
|---|---|---|
| | | 当該収支均衡拠出金の額又は当該支給安定化拠出金の額（これらの規定により収支均衡拠出金と支給安定化拠出金をともに拠出することとなる場合にあつては、当該収支均衡拠出金の額と当該支給安定化拠出金の額との合計額） |
| 第七十二条第一号 | 市議会議員共済会 | 当該支給安定化拠出金の額 |
| 第七十二条第二号 | 地方議会議員共済会（以下「共済会」） | 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」） |
| | 地方議会議員共済会 | 地方議会議員（平成二十三年六月一日前に地方議会議員であつた期間を有する者に限る。） |
| 第七十二条第三号 | 総額並びに掛金及び特別掛金共済会 | 総額 |
| 第七十二条第四号 | 共済会 | 存続共済会 |
| 第七十二条第五号 | 含む共済会 | 含み、平成二十三年六月一日前に地方議会議員であつた期間を有する者に限る存続共済会 |
| 第七十二条第六号 | 共済会 | 存続共済会 |
| 第七十二条第七号 | 地方議会議員共済会 | 地方議会議員（平成二十三年六月一日前に地方議会議員であつた期間を有する者に限る。） |
| 附則第三十九条 | 町村議会議員共済会 | 町村議会議員存続共済会 |
| | 市議会議員共済会 | 市議会議員存続共済会 |

（地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置）

**第四条**　改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）に対する第二条の規定による改正後の地方自治法施行令第百六十九条の二第四号の規定の適用については、同号中「及び地方公務員共済組合連合会」とあるのは、「、地方公務員共済組合連合会及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会」とする。

（国有財産法施行令の一部改正に伴う経過措置）

**第五条**　存続共済会に対する第二条の規定による改正後の国有財産法施行令第十二条の三第三号の規定の適用については、同号中「及び地方公務員共済組合連合会」とあるのは、「、地方公務員共済組合連合会及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会」とする。

（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

**第六条**　存続共済会に対する第六条の規定による改正後の国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令の規定の適用については、同令本則中「全国市町村職員共済組合連合会」とあるのは、「全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会」とする。

（行政手続法施行令の一部改正に伴う経過措置）

**第七条**　存続共済会に対する第六条の規定による改正後の行政手続法施行令第一条の規定の適用については、同条中「全国農業会議所」とあるのは、「全国農業会議所、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会」とする。

（旧独立行政法人等登記令の暫定的効力）

**第八条**　存続共済会については、第七条の規定による改正前の独立行政法人等登記令は、改正法附則第二十三条第三項の規定により存続共済会が解散するまでの間は、なおその効力を有する。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

**第九条**　存続共済会に対する第十四条の規定による改正後の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令第一条の規定の適用については、同条中「国家公務員共済組合連合会」とあるのは「国家公務員共済組合連合会、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される同法による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百五十一条第一項第二号に規定する市議会議員存続共済会」と、「地方道路公社」とあるのは「地方道路公社、同項第三号に規定する町村議会議員存続共済会」と、「土地家屋調査士会」とあるのは「土地家屋調査士会、同項第一号に規定する都道府県議会議員存続共済会」とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男
総務大臣　片山　善博
法務大臣　江田　五月
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　髙木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦

---

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年五月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男

**政令第百五十二号**

## 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五条第三項及び第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。